

皇子、盲目にて、天下の盲人を憐み恩澤を施されしゆを是を元祖として祭るといへり、按三代實錄は清和陽成光孝三代の國史也、然るに光孝天皇の皇子に雨夜尊といふ人の事はみえず、皇胤紹運錄は代々の天皇の系圖にて、御兄弟皇子等委細に載たる書也、紹運錄にも雨夜尊はみえず、俗に彈丸ハ延喜帝の皇子也といふハ誤りなれども、彈丸といひし人は在し人也、皇子といふは誤なり、^釋雨夜尊は一向なき人なり、信すべからず、若し昔貴家の兒に盲目人ありて、雨夜と名付る者ありて、剃髮して僧に准じ、檢校の職名を申し受し事ありしゆを夫を元祖とするならん歟、其後に至て、彼雨夜を貴ぶの餘り、且又己等が眉目を飾らんがため、光孝天皇の皇子也と偽てこしらへ、いひ傳へたることありしならん、盲目にて正史實錄を見ぬ身なれば、相應の偽也、兩眼明かなる人だにも、不文なる人などは、書よむ事ならぬゆゑ、さまざま時代に違ひたる事をいひ出すことあり、況や盲目をや咎むべからず、彼の偽を偏に信する愚さは憐べきこと也、

〔病間長語〕^二醫者は精專にして、よく音律に通するもの故に、古は大師とせりとあり、今の世に驗するにさもあるべし、然れども、聖人の人を處置する手拔のなきことを見つべし、周公旦の時は、按摩針の療治も、檢校勾當もあるまじ、斯より外は使かたもなからん、

〔天保集成絲綸錄 八〕文化十四年三月

大目付 江

盲人共之儀、渡世之藝無之親許ニ罷在、又は武家江被抱候而他之稼不致ものは格別、藝業を以市中住居之分并武家ニ罷在候とも、他之稼致候類ハ檢校之支配たるべき旨、安永五申年相觸候處、近來座中江不入盲人多く醫業賣卜等渡世にいたし候分は、座中之支配不請など心得違候も有之趣ニ相聞候總而百姓町人之悴は不及申たとへ武家陪臣之子弟にても、市中住居之分并主人屋鋪内ニ罷在候共、琴、三味線、針治、導引等之藝業ニ携候ものは、檢校之支配可請筈之事候間、其旨